

○対馬市立つしま図書館収集方針

(目的)

第1条 対馬市立つしま図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法に基づく公立図書館として、すべての市民の知る権利、学ぶ権利を保障するために、資料の提供を無料で行う。このため、利用者各層の要求及び社会的動向に十分配慮し、市民の文化、教育、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を収集する。

(基本姿勢)

第2条 資料の収集に当たっては、「教育基本法」「図書館法」の理念及び「図書館の自由に関する宣言」に基づき、多様な資料や情報を次にあげる事項に留意して収集する。また、社会の状況や価値観が時代とともに変化し続けていることを考慮し、収集の基準も常に検討を重ね、必要に応じて改めていくものとする。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、バランスを考慮しつつ、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することとはしない。
 - (3) 館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
 - (4) 個人、組織又は団体からの圧力や干渉によって、資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- 2 資料収集・提供に携わる館員は、自律的規範としての、日本図書館協会が示した「図書館員の倫理綱領」を尊重して、その職務を遂行する。
- 3 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び館員が支持することを意味するものではない。資料の持つ思想や主張は、読者である市民の自由な思索と判断に委ねられる。そのためにも図書館は、あらゆる思想・主張が共存するように資料収集が行われなければならない。
- 4 図書館資料は、市民全体で共同利用するものであることから、多数の利用者に複数回貸し出される運用を考慮して収集するものとする。
- (1) 個人の人権やプライバシーを著しく侵害するもの、公序良俗に著しく反する、又は犯罪を助長するようなもの等は原則として収集しない。
 - (2) 書き込み、切り貼り、組み立てを前提とするもの、共同利用に適さないと

思われるものは原則として収集しない。

(3) 平綴り、ルーズリーフ式でページが取れやすいもの、破損しやすい装丁のもの等、耐久性に問題があると思われる資料は原則として収集しない。

(組織と責任)

第3条 資料の収集にあたっては、図書館員からなる選書会議で、合議によって選定する。図書館長は、その判断を尊重し、資料の収集および提供について責任を負う。

(資料の収集と図書選択)

第4条 有機的かつ体系的な資料の収集を図るため、収集する資料は、次のとおりとする。

(1) 図書(一般図書、ヤングアダルト図書、参考図書、児童図書及び外国語図書)

(2) 地域(郷土・行政)資料

(3) 逐次刊行物(雑誌・新聞)

(4) 視聴覚資料

(5) ユニバーサルサービス資料

(6) その他

(図書館システムと相互協力)

第5条 利用者からリクエストされる資料は、できる限り収集するよう努める。その際、図書館未所蔵の資料へのリクエストは、図書館の蔵書構成への意思の反映として、収集に活用するよう努める。

2 収集方針の範囲を超えていると判断される資料及び入手が困難な資料の請求を受けた場合は、図書館相互協力システムにより、他館から借用して提供するよう努める。

(資料の更新及び除籍について)

第6条 図書館は常に、新鮮で魅力ある資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。

(1) 利用頻度の落ちた資料及び新たな資料で代替できる資料は、閉架書庫に移す。

(2) 資料全体を見極め、効率的な保存を図るとともに、将来の利用を予測し、 unnecessary 資料は除籍する。

(3) 汚破損等で修理不可能な資料は除籍するとともに、必要に応じて買い替え等の処置を行う。

(蔵書に対する要望と批判への対応)

第7条 利用者からの蔵書についての要望や批判は、図書館の蔵書構成への意思として受けとめ、選書会議において十分協議した上で、資料収集に活用するよう努める。

(その他)

第8条 この方針は、図書館が市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するために作成されたものである。図書館の基本姿勢を不断に確かめるため、また、市民に図書館サービスの理解を広めるために公開する。今後、市民の利用実態、図書館サービスの進展、地域社会の変化にあわせて、適宜改正していく。

附 則

この方針は、令和3年9月1日から施行する。